

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会WG（第4回）意見書

2022年11月2日 藤林武史

- ・ 図1で示すように、有資格者ルート（子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験）、現任者ルート（子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験）、現任者ルート（保育士、保育所等における保育士経験）については、事務局案での時間配分はおおむね適切になされており、約100時間の研修を受ける前提としての、一定の知識やスキルを備えたものとみなすことができます。
- ・ ところが、有資格者ルート（子ども家庭福祉分野以外の相談援助の実務経験）については、「子ども又はその家庭に対して、相談援助業務を行った経験があれば、その業務量を問わないこととする」としており、他ルートと比較して、約100時間の研修を受ける前提としての知識やスキルが同一とみなすことができず、100時間の研修を受けたとしても、知識やスキルが不十分となる可能性があります。また、このルートの方々の知識やスキルに合わせて100時間の研修を基本から学べるものにするると、結果的に必要な知識やスキルを学ばないままとなり、結果として、高い専門性を持った子ども家庭ソーシャルワークの実現に至りません（図2）。また、他の3ルートの者には、100時間の研修内容が、物足りないものとなり、受講意欲が削がれてしまいます。
- ・ 有資格者ルート（子ども家庭福祉分野以外の相談援助の実務経験）における「子ども又はその家庭に対して、相談援助業務を行った経験」の中には、小児科や児童精神科医療機関のMSWやPSW、福祉事務所の子ども健全育成支援員、少年鑑別所・法務少年支援センターの地域援助業務従事者、少年専用更生保護施設の施設長や職員、例示にはありませんが家庭裁判所の調査官などの、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験と匹敵する機関や業務内容があります。独立型社会福祉士事務所の社会福祉士の方で未成年後見人として活動している方も同様です。一方で、これらと比較しても、業務の質・量ともに同一とは見なせない場合も多く含まれてしまいます。
- ・ また、上記に例示としてあげた、小児科や児童精神科医療機関のMSW、福祉事務所の子ども健全育成支援員、未成年後見人等は、要対協調整担当者研修等の法定研修の受講対象者にはなっていないものの、市町村・要対協等が行う研修やケース検討会議等には参加しており、十分な知識を獲得しているものと見なせます。
- ・ 有資格者ルート（子ども家庭福祉分野以外の相談援助の実務経験）を認めるにしても、その業務量（その内容・質も含めて、あるいは、研修受講歴）を問うべきです。

図 1

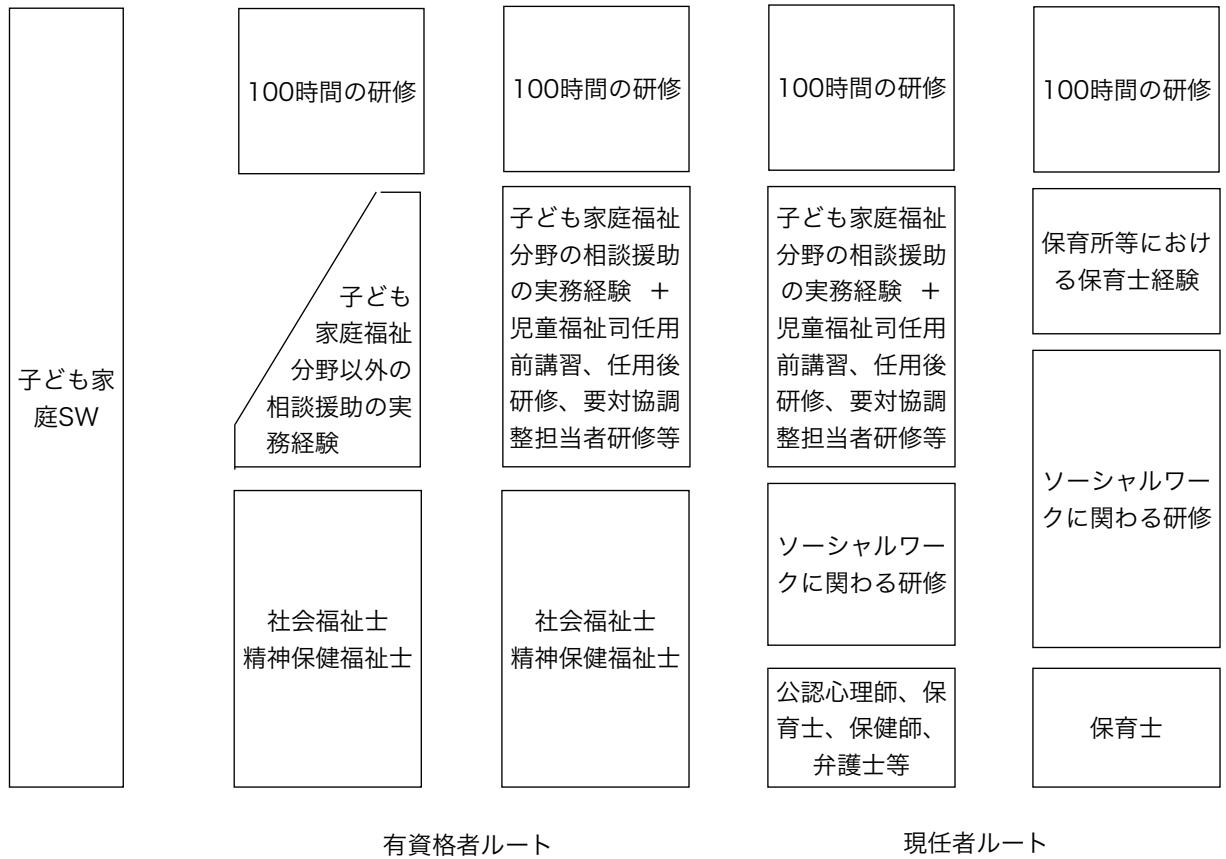


図 2

